

開業(設立)した日によって給付要件が異なります。
下記より該当区分をお選びください。

平成30年12月31日以前に開業した事業者

区分 A

《給付要件》※①と②すべて満たすとき

- ① 令和2年1月以降の事業収入において、前年同月比で30%以上50%未満減少した月がある。
 - ② 「前年の総事業収入－(減少月×12)」が、10万円以上ある。
- ※ 前年の総事業収入とは、法人事業者の場合、比較対象する月の属する事業年度の総額となり、個人事業者の場合、令和元年の事業収入の総額となります。
- ※ 事業収入の算定については、確定申告において計上する事業収入と同様の取り扱いとなります。

上記給付要件②が非該当となった事業者であっても、「月あたりの収入変動が大きい事業者」に該当するときは、下記給付要件にて判定することが可能です。

《給付要件》※①と②すべて満たすとき

- ① 令和2年1月以降の事業収入において、連続した3か月の合計が前年同一期間比で30%以上50%未満減少した期間がある。
- ② 「前年の①と同一期間の事業収入－①の期間の事業収入」が、10万円以上ある。

区分 B

- ※ 「月あたりの収入変動が大きい事業者」かどうかの判断については、「前年の①と同一期間の事業収入」が、その事業収入の属する事業年度の総事業収入の50%以上に相当する(個人事業者の場合は、令和元年の事業収入の50%以上に相当する)かどうかによって判断します。

平成31年1月から令和元年12月までの間に開業した事業者

区分 C

《給付要件》※①と②すべて満たすとき

- ① 令和2年1月以降の事業収入において、令和元年の年間事業収入から算出する月平均と比較して、30%以上50%未満減少した月がある。
 - ② 「(前年月平均×12)－(減少月×12)」が、10万円以上ある。
- ※ 前年の月平均収入額は、令和元年の事業収入を、設立した月から令和元年12月までの月数で除した金額となります。
- ※ この取り扱いは、個人、法人同様の取り扱いとなります。

令和2年1月以降に開業した事業者

区分 D

《給付要件》※①と②すべて満たすとき

- ① 令和2年1月以降の事業収入において、任意の1か月とその1か月を含む3か月平均を比較して、30%以上減少した。
- ② 「(3か月合計×4)－(減少月×12)」が、10万円以上ある。